



井田内科医院	境港市小篠津町八九八	"
江頭齒科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	"
島田産業有限公司 社米子店	米子市東倉吉町六四	"
岸岡薬局	米子市西三柳二五一四	"

鳥取県告示第九百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西村 基	鳥薬第五〇二号	昭和五十七年九月一日
小林 孝文	鳥医第二、八二八号	昭和五十七年九月二日
大久保 巖彦	鳥医第二、八二九号	"

鳥取県告示第九百五十八号

天神野土地改区良から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（藤井谷地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十九号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（横谷地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十号

西伯郡会見町鶴田二九八野口晴正ほか二人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（鶴田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条

第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十一号

昭和五十七年七月五日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（安蔵地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十二号

昭和五十七年七月二十三日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（大谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十三号

昭和五十七年七月七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（藤助谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十四号

昭和五十七年八月六日付けで大山町から申請のあつた土地改良（明間地区客土）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十五号

昭和五十七年八月六日付けで大山町から申請のあつた土地改良（明間地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十六号

昭和五十七年六月十五日付で岸本町から申請のあつた土地改良（小林地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十七号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（繩平）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十八号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（田住）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十九号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（鶴田）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月

十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第九百七十号**

日南町から申請のあつた町営土地改良（佐木谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第九百七十一号**

中山町から申請のあつた町営土地改良（退休寺地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第九百七十二号**

東伯町から申請のあつた町営土地改良（中津原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 二

**鳥取県告示第九百七十三号**

日野郡溝口町二部三九五番地二部入会林野整備組合組合長山下薫から申請のあつた二部入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十七日認可したので、同法第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第九百七十四号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通

知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量(湖沼調査)
- 二 作業地域 鳥取市、羽合町及び東郷町
- 三 終了年月日 昭和五十七年七月十日

鳥取県告示第九百七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 特別高圧送電線新大呂支線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡智頭町大字大呂及び大字西野地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十七年九月二十一日から昭和五十八年五月二十日まで

鳥取県告示第九百七十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十七年九月二十七日から施行する。

昭和五十七年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

字淀江	株式会社山陰合同銀行淀江支店	淀江支店	西伯郡淀江町大
	を	淀江支店	西伯郡淀
		大山支店	西伯郡大

に改める。

江町大字淀江	株式会社山陰合同銀行淀江支店
山町末長	株式会社山陰合同銀行御米屋支店